

「おおいた子育てほっとクーポン」をご利用ください

大分県と県内の市町村では、地域の子育てサービスを知って、利用していただくことを目的に、就学前のお子さんがいるご家庭を対象に、子育てサービスに使えるクーポンを交付しています。

(1) クーポンの種類

- おおいた子育てほっとクーポン ※表紙がピンク色のクーポン
 - ・対象：令和2年4月1日以降に生まれたお子さんがいる家庭
 - ・有効期限：クーポン交付の日から対象となるお子さんの3歳の誕生日の前日

「おおいた子育てほっとクーポン」は、平成27年度から交付しています。

- おおいた子育てほっとクーポン ※表紙が紫のクーポン
 - ・対象：令和元年4月1日以降に生まれたお子さんがいる家庭
 - ・有効期限：クーポン交付の日から対象となるお子さんの3歳の誕生日の前日
- おおいた子育てほっとクーポン ※表紙がオレンジ色のクーポン
 - ・対象：平成30年4月1日以降に生まれたお子さんがいる家庭
 - ・有効期限：クーポン交付の日から対象となるお子さんの3歳の誕生日の前日
- おおいた子育てほっとクーポン ※表紙が緑色のクーポン
 - ・対象：平成29年4月1日以降に生まれたお子さんがいる家庭
 - ・有効期限：クーポン交付の日から対象となるお子さんの3歳の誕生日の前日

(2) クーポンの金額

令和元年度以降に生まれたお子さんについては、出生順位×10,000円配布します。

※平成29年度に生まれたお子さんについては、1人につき10,000円配布します。

※平成30年度に生まれたお子さんの内、2子目は20,000円、3子目以降は30,000円を配布します。

(3) クーポン使用上の注意

- ① クーポンの表紙に、お子さんの住所、氏名を記入してください。
- ② クーポンは、1枚500円です。1回の使用で複数枚使えますが、おつりは出ません。
また、500円未満のサービスについては、クーポンは使えません。
- ③ クーポンの表紙と本券を切り離さないでください。切り離し無効です。
サービス提供者が、クーポンの表紙に記入されたお子さんの氏名、住所、有効期限を確認します。サービスの提供を受けた後に、クーポンを切り離してもらってください。
- ④ サービス内容によって、クーポンを利用できる人や支払い方法が異なります。
また、小学生までの兄弟姉妹のお子さんでもクーポンを利用できるサービスがあります。
- ⑤ クーポンを他人に譲渡することはできません。
不正に使用した場合には、法律により罰せられることがあります。
- ⑥ クーポンの再発行はできません。なくさないように注意してください。
- ⑦ クーポンは、通常の保育料には使えません。

■ クーポンを利用できるサービスについて

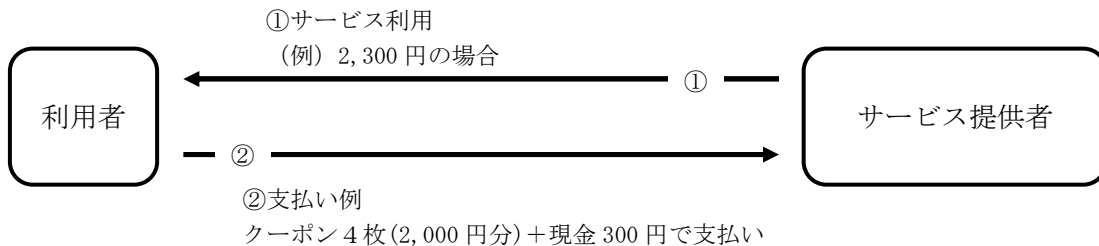
クーポンを使って利用できるサービスは、(1) 保育・育児支援サービス、(2) 保健サービス、(3) その他のサービスです。(別紙を参照)

■ クーポンの使い方

①クーポンで直接サービス提供者に支払う場合（現物払い）

利用料金に相当するクーポンをサービス提供者に渡してください。

※500円未満の端数があるときは、現金でお支払いください。

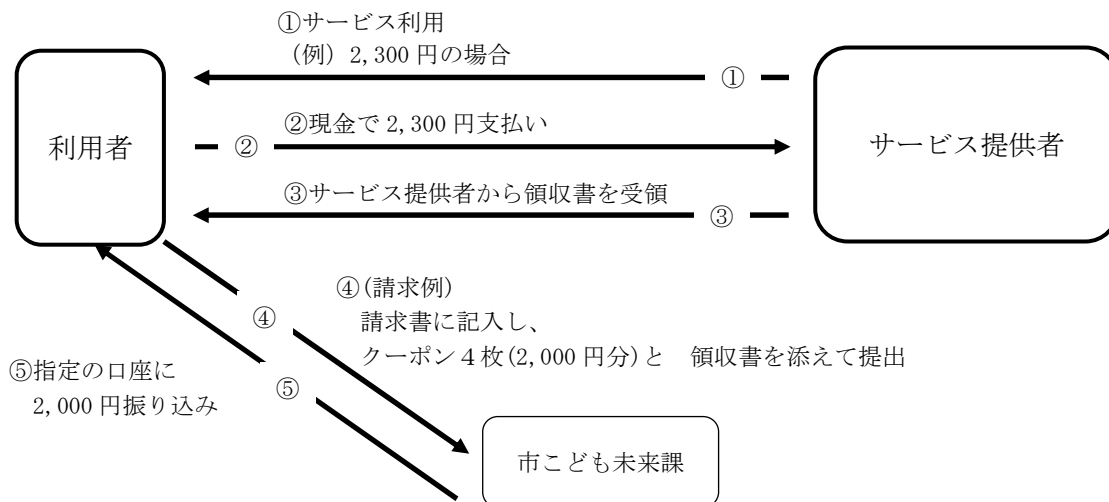


現物払いにより利用できるサービス

- 認定こども園や保育園での一時預かり（一般型・幼稚園型）
- 認定こども園や保育園での延長保育 ○病児・病後児保育 ○読み聞かせ用絵本の購入
- ファミリー・サポート・センター ○歯のフッ化物塗布（保険外診療分）

※一時預かり事業、延長保育事業、フッ化物塗布で償還払いを利用する場合は、領収書をお持ちください。
 ※読み聞かせ用絵本の購入で償還払いを利用する場合は、領収書及び絵本の現物をお持ちください。

②利用料金を一度現金で支払い、後日、市こども未来課窓口に請求する場合（償還払い）



償還払いにより利用できるサービス

- インフルエンザ予防接種 ○おたふくかぜ予防接種 ○ロタウイルス予防接種

※サービス利用後、6ヶ月以内に請求してください。

※請求書は、市こども未来課または各振興局の窓口を用意しています。

クーポンの冊子と医療機関が発行する領収書、印鑑、預金通帳など振込先口座が確認できる物をご持参ください。

※医療機関が発行する領収書に、医療機関名、日付、接種したお子さんのお名前、各種予防接種であることが明記されていることをご確認ください。

※接種一回の利用上限額は5,000円までとなります。

問い合わせ先

日田市 こども未来課 子育て支援係

TEL 22-8317